

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第33号

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例施行規則（平成20年新潟県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(集客施設の範囲等) 第3条 (略) 2 (略) 3 条例第2条第3項の規則で定める公共の用に供する施設は、公園、ガス工作物（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物をいう。）及び電気工作物（電気事業法（昭和39年法律第170号） <u>第2条第1項第18号</u> に規定する電気工作物をいう。）とする。 4～6 (略)	(集客施設の範囲等) 第3条 (略) 2 (略) 3 条例第2条第3項の規則で定める公共の用に供する施設は、公園、ガス工作物（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物をいう。）及び電気工作物（電気事業法（昭和39年法律第170号） <u>第2条第1項第16号</u> に規定する電気工作物をいう。）とする。 4～6 (略)

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。